



SMTB年金ニュース

(平成24年9月10日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【厚生年金基金／確定給付企業年金】

財政運営基準等の見直しに伴う規約変更手続き等について (その2)

[平成24年7月6日付 SMTB年金ニュース](#)において「厚生労働省あて確認中」としておりました資産評価調整加算（控除）額の取扱い変更に伴う「事業所・加入員（加入者）減少時の掛金一括徴収規定（継続基準ベース）」への影響等につきまして、厚生労働省に別紙の内容を確認しましたので、ご案内いたします。

<概要>

財務諸表の簡素化・透明化により「資産評価調整加算（控除）額」が廃止されたことに伴い、資産の評価方法を数理的評価としている場合、数理的評価 > 時価資産の場合には当該差額相当の不足金が増加（剰余金が増加）し、数理的評価 < 時価資産の場合には当該差額相当の剰余金が増加（不足金が増加）します。

この場合における「事業所・加入員（加入者）減少時の掛金一括徴収規定（継続基準ベース）」への影響等を確認したものです。

以上

本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが下記担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

担当部署 : 三井住友信託銀行株式会社 年金信託部

電話番号 : 03-6256-3825

【厚生年金基金】

＜影響の有無＞

平成 25 年 3 月 5 日付 SMTB 年金ニュースにて、内容を修正しております。

資産の評価方法	一括徴収規定における「資産評価調整額」の有無	一括徴収掛金額影響（参照項番）	規約変更
数理的評価	有	有（項番 1）	必要
	無	有（項番 2）	任意
時価	有	無（項番 1）	必要
	無	無	不要

- ※ 1. 現行の一括徴収規定に「繰越不足金」が含まれている前提としております。
- 2. 一括徴収規定を「非継続基準ベース」としている場合には、影響ありません。

1. 規約変更が必要なケース

(1) 対象

資産の評価方法：時価・数理的評価

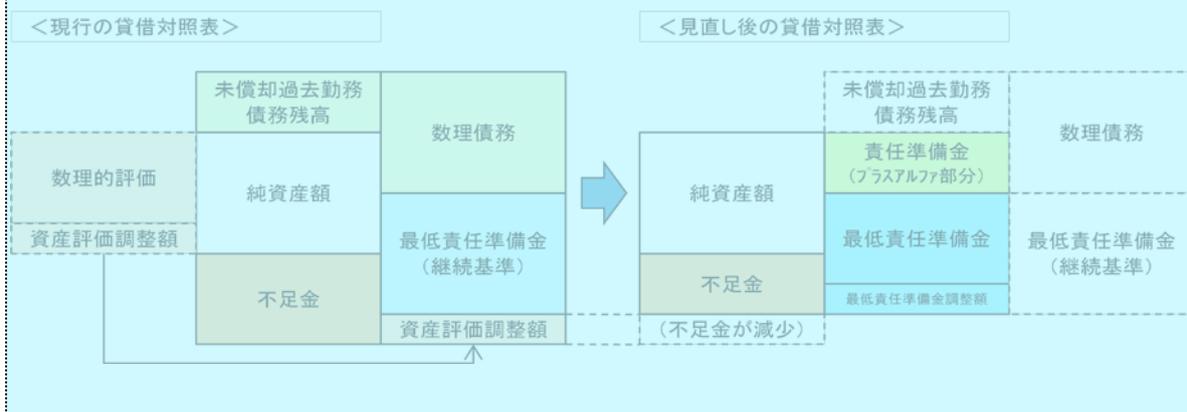
一括徴収規定：現行の一括徴収規定上、「繰越不足金」及び「資産評価調整額（時価と数理的評価の差額）」を徴収対象としている

(2) 一括徴収掛金額への影響及び規約変更の要否

財政運営基準上、従前の資産評価調整加算（控除）額が廃止になるため、当該表記を削除するための規約変更が必要となります。

なお、資産の評価方法を数理的評価としている場合には、財政運営基準等の見直しに伴い、時価 > 数理的評価となる場合には、当該差額相当の剰余が増加（不足金が減少）し、一括徴収掛金額が減少します。この場合において、従来の一括徴収掛金額を維持するために、資産評価調整額に相当する額を一括徴収掛金の対象額に加算するための規約変更を行うことも可能です。

(ご参考：時価 > 数理的評価のイメージ図)



2. 一括徴収掛金額には影響がありますが、規約変更任意のケース

平成 25 年 3 月 5 日付 SMTB 年金ニュースにて、内容を修正しております。

(1) 対象基金

資産の評価方法：数理的評価

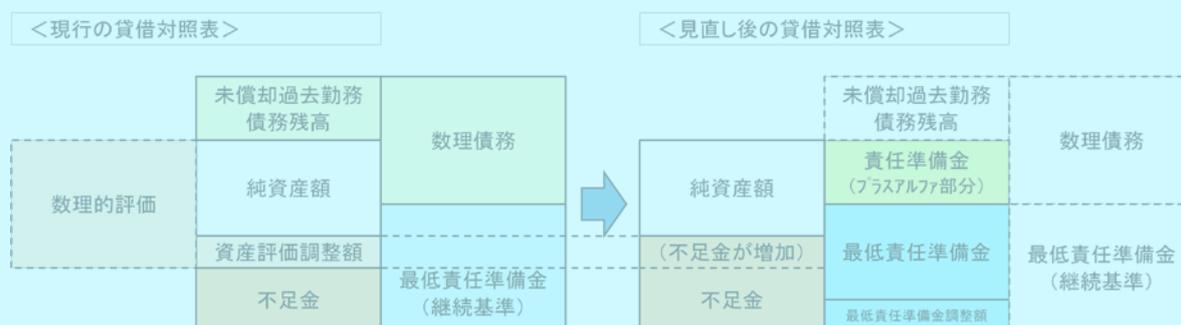
一括徴収規定：現行の一括徴収規定上、「資産評価調整額(時価と数理的評価の差額)」を徴収対象とせず、「繰越不足金」を徴収対象としている

(2) 一括徴収額への影響及び規約変更の要否

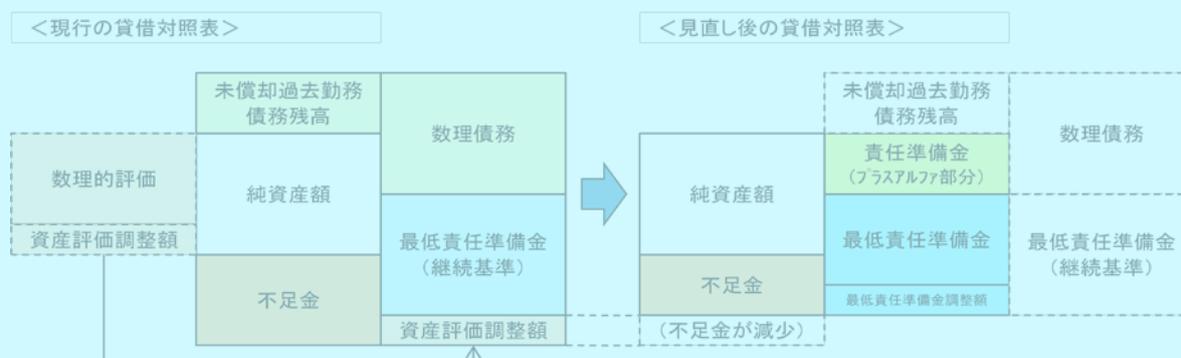
財務諸表の簡素化・透明化により、財務諸表上「資産評価調整加算(控除)額」の科目が廃止されたことに伴い、数理的評価 > 時価となる場合には、当該差額相当の繰越不足金が増加(剰余金が減少)し、一括徴収掛金額が増加します。一方、数理的評価 < 時価となる場合には、当該差額相当の繰越不足金が減少(剰余金が増加)し、一括徴収掛金額が減少します。

規約変更は必須ではありませんが、数理的評価 < 時価となる場合に、従来の一括徴収掛金額を維持するために、資産評価調整額に相当する額を一括徴収掛金の対象額に加算するための規約変更を行うことも可能です。

(ご参考：数理的評価 > 時価のイメージ図)



(ご参考：時価 > 数理的評価のイメージ図) ※. 前頁のイメージ図の再掲です。



【確定給付企業年金（DB）】

(1) 一括掛金額に影響があり、規約変更が必要なケースは以下のとおりです。

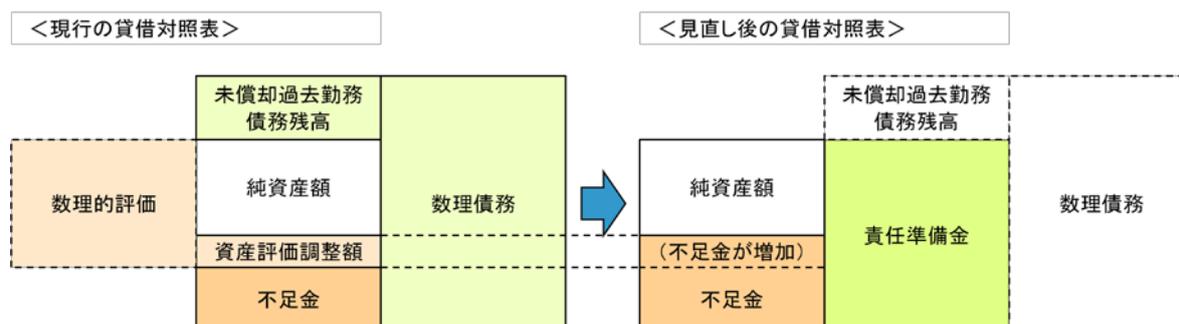
資産の評価方法：数理的評価

一括掛金規定：継続基準ベースとしており、かつ、現行一括掛金規定上、「繰越不足金」及び「資産評価調整額（時価と数理的評価の差額）」を徴収対象としている

(2) 一括掛金額への影響及び規約変更の要否

今般の財政運営基準の見直し等に伴い、確定給付企業年金法施行規則第88条及び第88条の2の変更は行われなかったものの、規約の「事業所・加入者減少時の掛金一括拠出規定（継続基準ベース）」に規定している「繰越不足金」が、財政運営基準の改正後は資産評価調整加算（控除）額を加減した後の金額となるため、当該規定に係る規約変更が必要になります。

具体的な変更内容は、規約の内容により異なるため、総幹事会社までご相談ください。



(注) 上図は数理的評価 > 時価資産の場合を記載。

【規約変更の取扱い（厚生年金基金・DB）】

[平成24年7月6日付 SMTB年金ニュース](#)においてもご案内のとおり、当該「事業所又は加入員（加入者）減少による掛金一括徴収規定」に係る規約変更手続きは以下のとおりです。

○ 規約変更時期

（来年の）平成24年度決算代議員会（規約型DBの場合は平成25年3月期以降の財政決算の行政宛報告時）以降、事業所又は加入員（加入者）減少による掛金一括徴収が発生するまでに規約変更を行う必要があります。

○ 基金・社内手続

厚年基金・基金型DB：代議員会の議決が必要です（急施を要する場合は理事長専決も可）。
規約型DB：労働組合・被保険者等の同意は不要です（法改正に伴うもの）。

○ 行政手続

厚年基金：認可申請となります（数理関係書類の添付は不要です）。

DB：届出不要です（法改正に伴うもの）。

※. 弊社総幹事のお客様には、個別に規約変更案をご案内する予定です。

以上